

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

当麻町は北海道のほぼ中央、上川総合振興局管内中央部に位置しています。東側は山づたいに上川町・愛別町、北側は石狩川に沿って比布町と隣接し、南西には北海道の中核市である旭川市が位置しています。総面積は東西に17.3km、南北に13.5kmに及ぶ20,495haを有しています。

当麻町の森林面積は、13,991haで総面積の約65%を占めています。民有林面積は、13,351haで、うち一般民有林は8,366ha、カラマツ・トドマツを中心とした人工林面積は3,962ha、人工林率約50%となっています。また、齢級構成では8~13齢級の林分が3,021haと人工林全体の76%を占め、非常に偏った齢級構成となっています。今後は主伐期を迎える林分が増加することから、適正な保育と伐採、そして確実な造林を実施していくことが重要です。

## 2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的、かつ高度に發揮させるため、生物多様性保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

このため、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林資源のモニタリングの継続的な実施を行い、資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに公益的機能別施業森林については、水源涵養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成单層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、既存の林内路網の有効活用を図るとともに、計画的な路網整備を推進します。

なお、森林の区分ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

## 【森林の区域と森林の整備及び保全の基本方針】

### 公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。	
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。	
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて渓岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性保全や希少種の保全並びに保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組合せに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いのある自然環境や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。

		保護地域 タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地保護の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。
--	--	-------------	---	---

## 公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき 機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産 機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の生産物を持続的、安定的、かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を保持し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な 施業が可能な 森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齡の異なる林分構造とすることを基本とします。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や森林施業の担い手である森林整備作業員の高齢化に対応し、低コストで効率的な森林整備を進めるため、森林所有者、森林組合等の林業事業体、道有林及び国有林の関係者の合意形成を図りながら、森林施業の集約化、森林整備作業員の養成・確保並びに低コスト作業システムの構築、地域材の加工・流通及び積極的な利用について計画的、かつ総合的に推進します。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

当麻町における立木の伐採（主伐）の標準的な方法は次のとおり行うこととします。

（1）立木の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によるものとします。

##### ① 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観の影響に配慮します。

なお、1箇所あたりの伐採面積は、原則20haを超えないよう、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散に努めることとします。伐採時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の發揮との調和に配慮することとします。

##### ② 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とすることとします。

なお、択伐の実施にあたっては、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進が図られるよう、適切な林分構造とすることとします。

また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案することとします。

（2）主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

（3）伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を勘案して行うこととします。

なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法によるものとします。

（4）複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることを特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう適切な伐採率及び繰返し期間により行うこととします。

## 2 樹種別の立木の標準伐期齢

当麻町における主要な樹種について、次表のとおり立木の標準伐期齢を定めます。

なお、立木の標準伐期齢は、当麻町の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではありません。また、保安林等における伐採規制等の指針に用いられます。

樹 種		林 齡
人 工 林	エゾマツ・アカエゾマツ	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）	30
	その他広葉樹	40
天 然 林	主として天然下種によって生立する針葉樹	60
	主として天然下種によって生立する広葉樹	80
	主としてぼう芽によって生立する広葉樹	25

## 3 その他必要な事項

① 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

② 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性保全などのために必要がある場合には、所用の保護樹帯を設置することとします。

③ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

(ア) 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

(イ) 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

(ウ) 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

④ 伐採作業に伴う立木への損傷は、将来的な腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板等（あて木等）を設置するほか、機械の林内走行範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木を損傷しないよう努めることとします。

⑤ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、侵食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬期間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

⑥ 特色のある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

⑦ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

1の2の森林整備の基本的な事項を踏まえ、適切な森林整備方法により、人工造林をすることとします。

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壤等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材利用状況等を勘案し選定することとします。苗木の選定については、成長に優れた特定苗木等の積極的な使用に努めることとします。

② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河畔林については、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽を考慮することとします。

③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し選定することとします。

当麻町における人工造林の対象樹種については次表のとおりとします。なお、その他郷土樹種及び定められた以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

人工造林の対象樹種	樹種名	備考
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）・トドマツ・エゾマツ・アカエゾマツ・グイマツ・ヤチダモ・ミズナラ・カツラ・カンバ類・ドロノキ・ハンノキ・その他郷土樹種	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ① 育成单層林を導入又は維持する森林

人工造林は、寒風害等の気象害及び病虫害等を考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壤等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(ア) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(イ) 地拵えは、それぞれの地区の地形、土壤、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈又は筋刈により行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(ウ) 植栽時期は春又は秋植としますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、植栽後の苗木の活着成長が十分図られるように行うこととします。

(エ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも次表の時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

植栽時期	樹種	植栽期間	備考
春植え	トドマツ・アカエゾマツ	4月初旬～6月上旬	
	カラマツ・その他	4月初旬～5月下旬	
秋植え	トドマツ・アカエゾマツ	9月上旬～11月下旬	
	カラマツ・その他	9月中旬～11月下旬	

(オ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に初期成長が早く、通直性や耐久性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。加えて植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新が期待できる林分にあっては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

仕立ての方法	樹種(本/ha)					備考
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹	
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,500	
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,500	
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な本数を決定することとします。

## ② 育成複層林を導入又は維持する森林

施業の実施にあたっては、下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。植栽本数の例は、次のとおりです。

当麻町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする場合の例



当麻町森林整備計画で示すカラマツ中庸仕立ての植栽本数が2,000本/haなので、

2,000本/ha × 30% = 600本/haとなり、1haあたり、おおむね600本以上を植栽することになります。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新では、イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ① 天然更新完了の判断基準

第2の2(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が、幼齡林<sup>(注3)</sup>にあっては成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によるものとします。

注1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

注3) 幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林です。

注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}^{(注6)} \times 10$$

注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹		針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）	
階層	期待成立本数	階層	期待成立本数
上層	300本/ha	上層（カラマツ）	300本/ha
中層	3,300本/ha	上層（その他針葉樹）	600本/ha
下層	10,000本/ha		

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

## ② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行います。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況を考慮の上、必要に応じ芽かき又は植込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

## （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業、または植栽により更新を行うこととします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### （1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るために、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壤等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別森林の区域で施業方法を特定している森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当該森林の所在については、別添参考資料1のとおり定めます。

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

① 人工造林の場合

1の(1)による。

② 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木本数として想定される本数

2の(2)に記載している5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

#### 5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じて、伐採跡地への植栽を推進することとします。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する保育の方法であって、伐採後の一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐時期等の目安については、次表のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期（林齡）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの 交配種を含む】 (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350 本/ha	16	24	32	41	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(伐採率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：8年 標準伐期齡以上：9年
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	19	24	30	38	—	選木方法：定性及び列状 間伐率(伐採率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：6年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000 本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400 本/ha	25	31	39	49	62	選木方法：定性及び列状 間伐率(伐採率)：20～35% 間伐間隔年数 標準伐期齡未満：9年

注1)「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き ((地独) 北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。

注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、林齡、立木密度、風の影響、事業規模等を勘案しながら、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。
- (4) 列状間伐を実施する際は、現地の作業システム(ハーベスター等)に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

##### (1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化、効率化にも留意しつつ、局地的作業条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

## (2) 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは形質の悪い植栽木など、「育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適時適切に除去」し、植栽木の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽木以外であっても、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残して育成の対象とすることとします。

## (3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取除くこととします。除伐と併せて行うこととし、つる類の繁茂の状況に応じて実施することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、次表のとおりとします。

樹種	植栽年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
カラマツ	春	↔	↔								
	秋		↔	↔							
トドマツ	春	↔	↔	↔							
	秋	↔	↔	↔							
アカエゾマツ	春	↔	↔	↔							
	秋	↔	↔	↔							
樹種	植栽年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春		△								
	秋			△							
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

注1) 記載例 ⇂: 下刈り △: 除伐・つる切り

注2) 下刈りは、現地の状況に応じて省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。年2回の下刈りは、植栽木と下層植物の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

注3) カラマツにはグイマツとの交配種を含む。

## 3 その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、上記の「保育の種類別の標準的な方法」に基づき間伐又は保育等を行ったのでは十分に目的を達することが困難と見込まれる森林について、必要に応じて、当該差異等に応じた間伐又は保育等を行います。

## 4 その他必要な事項

### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林は単一の機能のみでなく、複数の機能を有していますが、その中でも土砂の流出を抑え、山地災害を防止する機能の発揮を期待する森林については、人々の生命・財産を守る最も重要な機能の発揮を期待する森林として位置付け、山地災害防止林等の公益的機能別施業森林として設定することを基本とします。

保安林や様々な法律等による指定区域内の森林については、指定目的に応じた森林の有する公益的機能の維持増進が不可欠であるため、公益的機能別施業森林の区域とします。ただし、期待する機能の発揮に向けた最も適切な施業方法が異なる場合は、複数の機能の発揮を期待する森林として取り扱うことも可能とします。

#### (1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）<sup>かん</sup>

##### ① 区域の設定

水源涵養林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に在する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養機能の維持増進を図る森林について別表1のとおり定めます。

##### ② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ① 区域の設定

次のa～cの森林など、森林の土地に関する災害の防止機能、土壤の保全機能、快適な環境の形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めます。

##### a 土地に関する災害の防止及び土壤の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のある森林、その他山地災害防止／土壤保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### b 快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他生活環境保全機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### c 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公园等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体とな

りすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

## ② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力を活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点から広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、抾伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、抾伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとした上で、一部を皆伐することを可能とする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致のすぐれた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区分については別表2のとおり定めます。

## 2 木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

### (2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の發揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

また、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化を図るなど、木材の利用目的に応じた時期で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については、次表を目安とすることとします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期	備考
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般製材・38cm	中庸仕立て	50年	
トドマツ	一般製材・30cm	中庸仕立て	50年	
アカエゾマツ	一般製材・30cm	中庸仕立て	75年	

## 3 その他必要な事項

### (1) 水資源保全ゾーン

#### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の發揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必

要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。

特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について林班単位で定めます。

#### イ 施業の方法

水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

### （2）生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

#### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

#### イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

### （3）生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

#### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

#### イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。

## 第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 作業路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム等並びに作業路網整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

#### ① 路網密度の水準及び作業システム

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を次表のとおり定めます。

区分	作業システム	路網密度 (単位: m／ha)	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム <sup>(注1)</sup>	110以上	35以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地 (30°～)	架線系作業システム <sup>(注2)</sup>	20<15>以上	20<15>以上

(注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラップル、フォワーダ等を活用。

(注2) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用。

(注3) 『急傾斜地』のく>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を行わない施業（造林・保育等）を行う箇所に適用するものではありません。

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に發揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠です。このために、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通して生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト施業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0°～15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	スキッダ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		トラクタ【全木集材】		(ハーベスタ・プロセッサ)
	ハーベスタ	《グラップルローダ》	ハーベスタ	グラップルローダ
中傾斜地 (15°～30°)	チェーンソー	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)
		トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)

急傾斜地 (30° ~ )	チェーンソー	スwingヤーダ 【全幹集材】	チェーンソー ハーベスター・プロセッサ	グラップルローダ (ハーベスター・プロセッサ)
※ ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。				
※ 【 】 は、集材方法。				
※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。				

## ② 路網整備等推進区域の設定

該当なし

### (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

#### ① 基幹路網に関する事項

##### a 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道整備を図る観点等から、「林道規程」(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、「林道専用道作設指針」(平成22年9月4日付け林整備第602号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める「林業専用道作設指針」(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に則り開設することとします。

##### b 基幹路網の整備計画

該当なし

#### ② 細部路網の整備に関する事項

##### a 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、北海道が定める「森林作業道作設指針」(平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知)に則り開設することとします。

### (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

## 2 その他必要な事項

該当なし

## 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

当麻町における一般民有林の森林所有者は、5ha未満の森林を所有する小規模森林所有者が78%と大半を占めています。また、町内の一般民有林のうち、47%はカラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、当麻町森林組合及び民間林業事業体による森林経営の受委託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進することとします。

### 2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業体への長期施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進することとします。

### 3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託を実施する際には、受託者である森林組合・民間林業事業体等と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意することとします。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、当町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、当町が自ら経営管理を行うことができるよう図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進方向

当麻町における一般民有林の森林所有者は5ha未満の小規模森林所有者が多く、これから森林施業を計画的、効率的に実行するために町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、各集落及び各団地単位での施業集約化を図ることとします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間において合意形成を図ることが必要です。このため、町、森林組合及び関係機関等による地域協議会を開催するとともに、積極的な普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図ることとします。

また、森林施業の共同化を確実に促進するため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の促進を図ることとします。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することとします。

- (1) 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法や利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にすることとします。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗及びその他資材等の購入など共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすることとします。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、ほかの共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすることとします。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他森林整備の方法に関する必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要であることから、次のとおり林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつ、その受け皿となる森林組合等の体質強化を推進することとします。

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規の林業就労者、専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な操作技術が必要とされオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組み、また就労の長期化を促進するための支援等を総合的に推進し、人材の育成と確保を図るものとします。

#### (2) 林業就労者及び林業後継者の育成方策

##### ① 林業就労者の育成

林業就労者育成の課題は、林業経営の安定化と経済性の向上を図ることにより、森林整備に対する意欲向上の啓発が必要であるとともに、林業就労者の技術向上を図るため、講習会等の受講を推進し、人材育成に努めることとします。

##### ② 林業後継者の育成

当麻町の林業経営は小規模森林所有者が多いことから、農業等との兼業による林業経営が基本であり、農業振興対策と関連した林業後継者育成を推進する必要があります。森林所有者の子弟等が森林・林業に対する関心を持ち続け、森林整備に積極的に参加しうる環境を整備するとともに、若手林業後継者等の活動を支援し、育成に努めることとします。

#### (3) 林業事業体の体質強化方策

林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。また、年間を通じた林業就労者を確保するため、森林組合等における森林整備事業の掘り起こしや、林業経営コンサルタント等による経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営体質の強化、高度化を促進することとします。

特に地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化は必須であるため、組織体制の充実や、事業活動の拡大、合併の推進などを図り、地域経済の中核となる森林組合の育成に努めることとします。また、林業経営体の法人化、協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進する事とします。加えて、北海道において森林整備等を行う林業事業体の基本的情報を登録し公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、森林整備等を林業事業体に委託するにあたっては、登録林業事業体の活用に努めることとします。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 森林施業の機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地での林内作業においては、チェーンソーとブルドーザによる作業システムに加え、ハーベスターによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業システムを活用するなど、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取組むこととします。

### (2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状	将 来	備 考
伐 採	チェーンソー フェラーバンチャ ハーベスター	チェーンソー（電動） フェラーバンチャ ハーベスター	
	チェーンソー ハーベスター	チェーンソー（電動） ハーベスター	
	ブルドーザ フォワーダ グラップル	ブルドーザ フォワーダ グラップル	
造林 保育	地 捺 え	刈払機 チェーンソー グラップル	刈払機（電動） チェーンソー（電動） ブラッシュカッター グラップル
	下 刈 り	刈払機	刈払機（電動） ハンマーナイフモア ブラッシュカッター

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設整備に関する事項

地域の森林・林業、木材生産業の安定化を図るためにには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が必要です。このため、地域材利用に関する消費者への普及啓発活動や建築事業者等との連携に取組むこととします。

また、地域材の利用推進に当たっては「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき町が策定した「当麻町地域材利用推進方針」を踏まえ、当麻町の公共建築物においては積極的に地域材を利用し、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化の促進をするほか、森林バイオマスエネルギーの導入など幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体质強化を推進することとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正され合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48)に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

## 4 その他必要な事項

該当なし

### III 森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

#### 1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等

##### (1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等の駆除及び予防については、被害の未然防止や早期発見に努め、当該病害虫等の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木等の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、当麻町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡回活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮した上で適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病害虫等のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

##### (2) その他

森林病害虫等の被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などにあたっては、当麻町や総合振興局、森林組合、試験研究機関、森林所有者ほか関係者が連携し、被害の程度に応じた対応をすることとする。

#### 2 鳥獣による森林被害対策の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

「鳥獣被害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれらの被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

森林の適切な更新及び造林木の確実な育成を図るため、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進をするとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣被害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

#### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林モニタリング・巡視等を実施します。

#### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘因狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

鳥獣被害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認すること。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたり、アカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条の堆積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。

鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災の予防に対しては、当麻町林野火災予消防対策協議会において決定される「林野火災予消防対策重点事項」により、関係機関等における森林の巡監視及び警防、啓蒙活動を適切に実施するとともに、初期消火のための設備、体制を整えることとします。特に消火活動においては、林内路網の整備が重要であることから、林野火災に対応できる路網の維持管理を推進します。

### 4 森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除のための火入れを実施する場合は、「当麻町山火防止火入取締規則（昭和38年12月20日規則第3号）」に定める基準に基づき、適切な火入れを行うこととします。

### 5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

森林病害虫及び鳥獣による森林被害の発見、並びに林野火災防止のための森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害の多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、森林被害の早期発見のほか森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、林産物や樹木等の盗掘においても重点的な点検事項とすることとします。

また、自然公園や自然環境保全区域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育区域、盗掘等の違反行為のおそれがある区域、人の入込が多く林野火災の発生が懸念される区域等においては、自然保護巡視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携し、巡視活動及び利用者への啓蒙、指導を行うこととします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

該当なし

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし

### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた森林施業を実施していくことは、当麻町森林整備計画の達成に寄与することに繋がることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし。

### 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

成熟しつつある森林資源の有効利用を促進するため、適切な森林整備により町内から生産される木材の積極的な利用を推進します。行政、建築事業者及び木材加工事業者等は「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年10月1日施行法律第36号)に基づき町が策定した「当麻町地域材利用推進方針」(平成23年11月策定)を踏まえ、積極的な連携を図るとともに、地域材の有効活用に取組むことにより、地域振興に寄与することとします。

### 3 森林の総合利用の推進に関する事項

当麻山エリアの山林については、住宅地域に隣接し里山的要素が高いことから、景観の維持向上を目的とした整備を推進することとします。

また、生活環境保全林として整備された鍾乳洞グリーンパークは、造成区域内の造林木の間伐、保育等を実施するとともに森林の総合的利用を目的とした整備及び維持管理を引き続き実施することとします。

### 4 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。ボランティア団体、町内会及び小中学校等に対して各関係団体及び教育委員会等と連携を図り、植樹会や各種体験イベント等を積極的に実施することとします。

#### (2) 上下流連携による取組みに関する事項

当麻山エリアは、北海道が実施する「北の里山制度」に登録されていることから、川下に対する情報発信を行うことにより地域住民との交流を通じた森づくりを積極的に推進することとします。

#### (3) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材に触れ親しむとともに、学校教育の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このような取組みを通して人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを目的とした「木育」を進めることとします。

具体的には、小中学生を対象とした森林学習機会の確保や森林・林業について学ぶことのできるフィールドの提供等、児童、生徒の学習機会の確保に努めることとします。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。

その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的、かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現状等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

#### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。

##### ① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定めた指定施業要件に基づき行うものとし、立木の伐採等を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

#### a 主伐の方法

- ア 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。
- イ 伐採方法は、次の3区分とします。
  - 伐採方法の指定なし（皆伐を含む。）
  - 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの。）
  - 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの。）

#### b 伐採の限度

- ア 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- イ 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
  - 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取り扱いをすることが適当と認められる森林に限る。）については、20haを超えないものとします。
  - 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10haを超えないものとします。
  - その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壤等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えないものとします。
- ウ 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- エ 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- オ 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

#### c 特例

- ア 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- イ 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- ウ 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以下とします。

#### d 間伐の方法及び限度

- ア 間伐をすることができる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- イ 間伐の限度は、該当森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

#### e 植栽の方法及び期間

- ア 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行われなければなりません。
- イ 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

## ② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例の規定による許可が必要です。

《表1 特別地域内における制限》

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木抾伐法を行うことができます。 (2) 単木抾伐法は、次の規定により行います。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は蓄積の10%以内とします。
第2種特別地域	(1) 第2種特別地域内の森林は、抾伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができるものとします。 (2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良森林、薪炭林を除く）は、原則として単木抾伐法によるものとします。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。 (4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。 (5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めること
第3種特別地域	(1) 第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業

## ③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

《表2 その他の制限林における伐採方法》

区分	制限内容
その他制限林	(1) 原則抾伐とし、伐採率は蓄積の30%とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、抾伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、抾伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ヘクタール未満とします。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）においては、原則、禁伐とします。

## (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう北海道の指導機関と連携した普及啓発を推進することとします。

## (4) 森林の管理状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

森林所有者が当麻町となった農業用水ダムの上流域にあたる当麻ダム周辺地区は、過去の管理状況から森林整備が非常に遅れている状況にあります。水源涵養機能等の公益的機能の維持・向上を図る必要があることから、適切な森林整備を実施することとします。